

○安曇野市公害防止条例施行規則

平成17年10月1日規則第91号

(趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市公害防止条例（平成17年安曇野市条例第135号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定施設)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める特定施設は、騒音に係るものにあつては別表第1、悪臭に係るものにあつては別表第2、汚水又は廃液に係るものにあつては別表第3、ばい煙又は粉じんに係るものにあつては別表第4に掲げる施設とする。

(特定行為)

第3条 条例第2条第6号の建設工事等として行われる行為で規則で定めるものは、別表第5に掲げる行為とする。

2 条例第2条第6号の拡声機を使用して行われる行為で規則で定めるものは、屋外において拡声機を使用する行為（屋内から屋外に向けて使用する場合を含む。）とする。ただし、自動車による等移動して拡声機を使用する場合を除く。

(規制基準)

第4条 条例第8条第1項の規定に基づき規則で定める規制基準は、騒音に係るものにあつては別表第6、悪臭に係るものにあつては別表第7、汚水又は廃液に係るものにあつては別表第8、ばい煙又は粉じんに係るものにあつては別表第9に掲げるとおりとする。

(特定施設の届出)

第5条 条例第9条第1項前段の規定に基づく特定施設の設置の届出は、特定施設設置確認届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項に規定する届出に必要な関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 工場又は事業場付近の見取図
- (2) 特定施設及び騒音等の処理施設の設置場所を示す図面並びに工場又は事業場の建物配置図
- (3) 騒音等の発生又は排出並びに騒音等の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類
- (4) 騒音等の処理施設の構造を示す図面

(特定行為の届出)

第6条 条例第2条第6号の規定に基づく特定行為の届出は、特定行為実施届出書（様式第2号）により行うものとする。当該確認を受けた事項の変更についても同様とする。

2 拡声機等を使用する特定行為のうち、自動車による等移動して使用する場合は除く。

(特定行為の届出を要する区域)

第7条 条例第10条の規定に基づく市長が指定した区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）の規定に基づく指定地域内
- (2) 前号に規定する区域以外であつて、次に掲げる施設の周囲80メートル以内の区域
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）

- イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所（以下「保育所」という。）
- ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの（以下「病院」という。）
- エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（以下「図書館」という。）
- オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）

（特定施設の変更確認の届出）

第8条 条例第9条第1項後段の規定による確認の届出は、特定施設変更確認届出書（様式第3号）に、第5条第2項各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 前項の規定による確認の届出をしなければならない場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 特定施設の数量又は構造を変更するとき。
- (2) 騒音等の処理方法を変更するとき。
- (3) 特定施設の使用方法を変更するとき。

（特定施設に係る確認の通知）

第9条 市長は、条例第9条第1項の規定による確認をしたときは、特定施設設置（変更）確認通知書（様式第4号）により、当該届出をした者に通知するものとする。

（経過措置に伴う届出）

第10条 条例第11条の規定による届出は、特定施設使用届出書（様式第5号）に第5条第2項各号に掲げる関係書類を添えて行うものとする。

（届出に関する特例）

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に規定する特定施設について、第5条及び第6条の届出をしたものとみなす。

- (1) 騒音規制法に基づく特定施設の届出を要する者
- (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく特定施設の届出を要する者
- (3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく届出を要する者
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく届出を要する者
- (5) 公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）に基づく届出を要する者
- (6) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく届出を要する者

（氏名変更の届出）

第12条 特定施設を設置している者が、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、変更のあった日から30日以内に市長に届け出るものとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名を変更したとき 特定施設設置者氏名（名称）変更届書（様式第6号）
- (2) 特定施設のすべての使用を廃止したとき 特定施設使用廃止届出書（様式第7号）
- (3) 特定施設を譲り受け、借り受け、又は相続したとき 特定施設承継届出書（様式第8号）

(処置の届出)

第13条 条例第16条の規定による届出は、公害防止処置完了届出書（様式第9号）により行うものとする。

(公害調査員の証)

第14条 条例第18条第2項の規定による身分を証する証明書は、安曇野市公害防止条例に基づく立入検査職員の証（様式第10号）によるものとする。

(書類の提出)

第15条 条例及びこの規則の規定に基づき、提出する書類は、1部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の豊科町公害防止条例施行規則（昭和47年豊科町規則第15号）豊科町公害防止条例の規定による特定施設を定める規則（昭和47年豊科町規則第16号）豊科町公害防止条例の規定による特定行為を定める規則（昭和49年豊科町規則第5号）豊科町公害防止条例の規定による規制基準を定める規則（昭和47年豊科町規則第17号）穂高町環境保全に関する条例施行規則（昭和46年穂高町規則第11号）三郷村公害の防止に関する条例施行規則（平成15年三郷村規則第7号）又は堀金村環境保全に関する条例施行規則（昭和47年堀金村規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第2条関係）

騒音に係る特定施設

項	種類	名称	規模（性能）
1	穀物用製粉施設	製粉機	原動機を使用するもの
2	木材加工施設	ア 帯ノコ盤	原動機を使用するすべてのもの
		イ 丸ノコ盤	
		ウ タテノコ盤	
		エ かな盤	
3	土石又は鉱物用の破砕、 摩砕、フルイ及び分級の 施設	ア 破砕機	原動機を使用するすべてのもの
		イ 摩砕機	
		ウ フルイ	
		エ 分級機	
4	石材加工用の切断研 磨・彫刻の施設	ア 切断機	原動機を使用するもの
		イ 研磨機	
		ウ 彫刻機	
5	金属加工施設	ア 圧延機械	原動機を使用するすべてのもの
		イ ベンディングマ シン	
		ウ 機械プレス	
		エ せん断機	
		オ 研磨機	工具用を除くすべてのもの
6	空気圧縮及び送風施設	ア 空気圧縮機	原動機の定格出力が1.0キロワット以上の もの
		イ 送風機	
		ウ 集じん機	
7	その他の施設	ア 冷凍機	原動機の定格出力が1.5キロワット以上の もの
		イ 冷暖房機	
		ウ 発電機	

別表第2（第2条関係）

悪臭に係る特定施設

項	種類	名称	規模（性能）
1	家畜・家禽(きん)の飼育 施設	ア 豚の飼育場	すべてのもの
		イ 牛の飼育場	
		ウ 馬の飼育場	
		エ 鶏の飼育場	飼育能力300羽以上のもの

2	ふん尿・汚物及びきゅう肥の貯溜施設	ア ふん尿汚物の貯溜槽	項1に掲げる特定施設に附属するすべてのもの
		イ きゅう肥の堆積場	
3	再生資源卸売業のプレス・断裁及び焼却施設	ア 焼却処理施設	すべてのもの
4	汚物の汲取施設	バキュームカー	タンク容量500リットル以上のもの

別表第3（第2条関係）

汚水・廃液に係る特定施設

項	種類	名称	規模（性能）
1	家畜の飼育施設	豚の飼育施設	施設の面積が66平方メートル以上のもの
		牛の飼育施設	
		馬の飼育施設	
2	生鮮魚貝類販売業の調理施設	調理場	すべてのもの
3	給食施設	調理場	1日調理能力が50食以上のもの
4	入浴施設	入浴場	入浴者1日50人以上のもの
5	洗車施設	洗車施設	すべてのもの
		油分離施設	
6	洗たく業に供する洗浄施設	洗浄施設	すべてのもの
7	写真現像業の水洗施設	洗浄施設	すべてのもの
		現像施設	
8	し尿浄化施設	し尿浄化槽（水洗便所）	処理対象人員500人未満のもの
9	石材加工業の排水処理施設	排水処理施設	すべてのもの

別表第4（第2条関係）

ばい煙・粉じんに係る特定施設

項	種類	名称	規模（性能）
1	ボイラー施設	ボイラー	伝熱面積5平方メートル以上、10平方メートル未満のもの
2	金属の精練又は鋳造の用に供する溶解施設	溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のもの

3	鉱物又は土石の堆積移送破碎磨砕又は分別施設	ア 堆積場	面積300平方メートル以上、1000平方メートル未満のもの
		イ ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が50センチメートル以上75センチメートル未満のもの又はバケットの内容量が0.01立方メートル未満のものであって湿式又は密閉式のものを除く。
		ウ 破碎機又は磨砕機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満のもので湿式のもの又は密閉式のものを除く。
		エ フルイ	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満のもので湿式のもの又は密閉式のものを除く。
4	ディーゼル機関	ア 発電施設	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のもの
5	石材加工用の研磨彫刻施設	ア 研磨機	原動機を用いるものであって湿式のもの を除く。
		イ 彫刻機	
6	金属加工・機械部品・自動車整備業の塗装施設	塗装施設	原動機を用いるものであって密閉式のもの を除く。

別表第5（第3条関係）

騒音及び振動を発生する特定行為

1	くい打機（もんけんを除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混合容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	コンクリートカッターを使用する作業
7	害鳥威嚇用爆音機を使用する作業

備考 この表のうち、第1項から第5項までに掲げる作業には、騒音規制法第14条第1項の規定により指定された区域内で行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業は除く。

別表第6（第4条関係）

騒音に係る規制基準

1 一般の騒音の規制基準

都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する区域	左記の区分に対応する規制基準（単位デシベル）		
	昼間	朝夕	夜間
	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後9時まで	午後9時から翌日の午前6時まで
第1種低層住居専用地域	50	45	45
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域	60	50	50
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	65	65	55
商業地域			
準工業地域			
工業地域	70	70	65
その他の地域	65	65	55

備考

- 1 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性（FAST）を用いるものとする。
- 3 騒音の測定の方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の値が最大一定でない場合、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

4 騒音の測定は、原則として音源の存する敷地境界線とする。

5 その他の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域の定めのない地域をいう。

6 5に規定するその他の地域で、市長が用途地域に相当するものと認めて、別に告示するものについては、用途地域に適用される規制基準を適用することができる。

7 学校・保育所・病院及び診療所のうち、患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、この表に掲げる数値から5デシベルを減じた数値とする。

8 この表は、建設作業に伴って発生する騒音、拡声機の使用に係る騒音及び交通機関の走行騒音等については適用しない。

2 特定建設作業等の規制基準

(1) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線から30メートルの地点において、別表第5の1に掲げる特定建設作業にあつては85デシベル、同表の2に掲げる特定建設作業にあつては80デシベル、同表の3から6までに掲げる特定建設作業にあつては75デシベルを超えない大きさであること。同表の7に掲げる特定行為にあつては、次の表に掲げるとおりとする。

午前5時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前5時まで
住家からおおむね200m以内は使用してはならない。	使用してはならない。

(2) 特定建設作業の騒音が、次の表の第1欄に掲げる特定建設作業の種類に応じ、付表の1に掲げる区域にあつては、次の表の第2欄に掲げる時間内、付表の2に掲げる区域にあつては次の表の第3欄に掲げる時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの号本文に掲げる時間（以下「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

第1欄	第2欄	第3欄
別表第5の1及び2に掲げる 特定建設作業	午後7時から翌日の午前7時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
同表の3から6までに掲げる 特定建設作業	午後9時から翌日の午前6時まで	

- (3) 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、付表の1に掲げる区域にあつては、1日10時間、付表の2に掲げる区域にあつては、1日14時間を超えて行われる特定建設作業に従って発生するものでないこと。ただし、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合、災害その他非常事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- (4) 特定建設作業の騒音が、別表第5の1から3までに掲げる特定建設作業に係るものにあつては、これらの全部又は一部に係る作業の期間が、当該特定建設作業の場所において連続して6日、同表の4及び5に掲げる特定建設作業（これと連続して行う1から3までに掲げる特定建設作業を含む。）に係るものにあつてはこれらの全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において、付表の1に掲げる区域にあつては1月、付表の2に掲げる区域にあつては2月を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- (5) 特定建設作業の騒音が、日曜日その他休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。

- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性（FAST）を用いるものとする。
- 3 騒音の測定は、原則として音源の存する敷地境界線とする。
- 4 騒音の測定の方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の値が最大一定でない場合、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

付表

<ol style="list-style-type: none"> 1 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・その他の地域のうち次の各号に掲げる施設の敷地の範囲おおむね80メートル以内の区域 <ol style="list-style-type: none"> (1) 病院及び収容施設を有する診療所 (2) 学校 (3) 図書館 (4) 保育所 (5) 特別養護老人ホーム 2 1の区域以外の地域
--

3 拡声機の使用に係る規制基準

- (1) 安曇野市公害防止条例施行規則（平成17年安曇野市規則第91号）第7条第2号のアからオに掲げる施設の周囲30メートル以内の区域で、商業宣伝を目的として屋外で拡声機を使用する場合（屋内から屋外に向け使用する場合を含む。第2項においても同じ。）
 - ア 午後7時から翌日の午前8時までの間は、拡声機を使用しないこと。
 - イ 拡声機の1回の使用時間は、10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間をおくこと。ただし、自動車による移動等して拡声機を使用する場合にあっては、同一場所において使用する場合に限る。
 - ウ 2以上の拡声機（携帯用の拡声機を除く。）を使用する場合は、拡声機の間隔は50メートル以上とすること。
 - エ 地上7メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。
 - オ 拡声機から発生する音量は、次の表の範囲内とすること。

区域の区分	音量
第1種低層住居専用地域	50デシベル
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	60デシベル
商業地域	
準工業地域	
工業地域	65デシベル
その他の地域	55デシベル

備考

- 1 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 音量の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性（FAST）を用いるものとする。
- 3 音量の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の値が最大一定でない場合、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 4 音量の測定点は、音源直下の地点から10メートル離れた地点（10メートル以内に人の居住する建物がある場合は、当該建築物の存する敷地の境界線上の地点）とする。
 - (2) (1)以外の場合であって、屋外で拡声機を使用する場合
 - ア (1)のイ及びウに掲げる事項
 - イ 商業宣伝を目的として午後7時から翌日の午前10時までの間は、拡声機を使用しないこと。
 - ウ 商業宣伝を目的として、地上7メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。
 - エ 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する風俗営業をいう。)を営む施設及び興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場をいう。)においては、直接屋外に向けて拡声機を使用しないこと。

オ 拡声機から発生する音量は、(1)のオに掲げる音量に5デシベルを加えた音量以内であること。

(3) (1)及び(2)の基準は、次のいずれかに該当する場合は適用しない。

ア 法令により認められた目的のために使用するとき。

イ 官公署・学校・工場等において、時刻又は業務連絡のために使用するとき。

ウ 広報その他公共の目的のために使用するとき。

エ 祭礼・盆踊り・運動会その他社会生活において相当と認められる一時的行事のために使用するとき。

オ 市長が特に認めたとき。

別表第7(第4条関係)

悪臭に係る規制基準

項	種類	名称	構造・使用及び管理の基準
1	家畜・家きんの飼育施設	ア 豚の飼育場 イ 牛の飼育場 ウ 馬の飼育場 エ 鶏の飼育場	次に該当すること。 1 床は不浸透性の材料で作られ、ふん尿を分離処理できる構造であること。 2 ふん尿の貯溜設備があること。 3 衛生害虫の出入りを防止できる設備があること。 4 ふん尿は適宜取り去り、なるべく踏ませないこと。 5 防臭剤・防虫剤を適宜散布し、悪臭・衛生害虫の発生を防止する措置が取られていること。 6 ふん尿及びきゅう肥の土壌還元は、腐熟させて行うこと。
2	ふん尿・汚物及びきゅう肥の貯溜施設	ア ふん尿・汚物の貯溜槽	次に該当すること。 1 槽は不浸透性の材料で作られ、雨水等が浸透しない構造であること。 2 衛生害虫の発生・悪臭の発散を防止できる設備があること。 3 ふん尿・汚物の土壌還元は、衛生害虫の発生・悪臭の発散しないよう覆土して行うこと。

		イ きゅう肥の堆積場	次に該当すること。 1 床は不浸透性の材料で作られ、雨水等の浸透しない設備があること。 2 汚水が場外に流出しない構造であること。 3 衛生害虫の発生・悪臭の発散を防止できる設備がされていること。 4 きゅう肥の土壌還元は腐熟させて行うこと。
3	再生資源卸売業のプレス断裁及び焼却施設	プレス断裁処理場	次に該当すること。 1 処理に伴う作業は、屋内で行われ、床は不浸透材料で作られていること。 2 焼却処理は焼却炉により行われ又は悪臭の発生を最小限にする方法により焼却させる施設により行われていること。
4	汚物のくみ取り施設	バキュームカー	次に該当すること。 1 バキュームカーは、悪臭の発散を防止する装置を有すること。 2 くみ取り作業に当たっては悪臭の発散を最小限にとどめるよう、留意すること。

備考 この表に掲げる規制基準は、次の施設について適用しない。

- 1 項1の施設のうち、住家からおおむね300メートル以上離れているもの
- 2 項2の施設のうち、住家からおおむね200メートル以上離れているもの

別表第8（第4条関係）

汚水・廃液に係る規制基準

項	種類	水温	外観	臭気	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）		浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）		シアン化合物含有量（1リットルにつきミリグラム）	その他の基準
						日間平均	最大	日間平均	最大		
1	家畜の飼育施設	排出先の公共用水域				150以下	200				
2	生鮮魚	の水質	同左	同左	5.8以上						

	貝類販売業の調理施設	に著しい変化を与えないと認められる程度			8.6以下						
3	給食施設					120	160				
4	入浴施設										
5	写真現像業の水洗施設	項1と同	同左	同左	5.8以上					1	
6	し尿浄化施設				8.6以下	60以下					
7	洗車施設	次に該当すること。 (1) 車両洗浄排水及び含油排水は、すべて不浸透性材料で作られた処理槽に入れ、処理後排水しなければならない。 (2) 処理槽とは、沈澱槽及び、油水分離槽をいい、当該排水を基準以下に処理しうる施設であること。 (3) 沈澱槽及び油水分離槽は、汚でいがたい積しないよう適切に除去しなければならない。								水素イオン濃度 5.8以上8.6以下 ノルマルヘキサン抽出物質含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	
8	石材加工業の廃水処理施設	次に該当すること。 (1) 汚濁水の浄化施設として、沈澱池を設置すること。 (2) 沈澱池は不浸透性材料で作られ、排水口の高さは排水のとき廃土砂を排出しないようにすること。 (3) 沈澱池は適切に管理し、排出基準以下に処理したのち排出すること。								第3号の排出基準とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第2項により定めた許容限度とする。	

備考

- 1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場及び下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道へ排除するものを除く。
- 2 採水地点は、工場等の排水口とする。
- 3 測定方法は、次のとおりとする。

項目	測定方法
水温	日本工業規格K0102の7.2に掲げる方法
外観	日本工業規格K0102の8に掲げる方法
臭気	日本工業規格K0102の10.1に掲げる方法
水素イオン濃度	日本工業規格K0102の12.1に掲げる方法
生物化学的酸素要求量	日本工業規格K0102の21に掲げる方法
浮遊物質	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）附表8に掲げる方法
ノルマルヘキサン排出物質含有量	水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）付表4に掲げる方法
シアン含有量	日本工業規格K0102の38.1.2及び規格38.2に掲げる方法又は38.12及び38.3に掲げる方法
大腸菌群数	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に規定する方法

別表第9（第4条関係）

ばい煙・粉じんに係る規制基準

項	種類	名称	排出基準・構造並びに使用・管理の基準
1	ボイラー施設	ボイラー	ばいじん及び粉じんの飛散を防ぐ次の各号のいずれかに該当すること。
2	金属の精練又は鑄造の用に供する溶解施設	溶解炉	<p>1 石炭等鉱物及び重油等、鉱油類などを燃料とするもの</p> <p>ア 煙突上部に鋼鉄製の防じん鋼がつけられていること。</p> <p>イ 煙道内部等、すすのたまる箇所の清掃が常時行われていること。</p> <p>ウ 集じん装置が取り付けられていること。</p> <p>2 木材・オガクズ等を燃料とするもの</p> <p>ア 煙道に鋼鉄製のスクリーンを取り付け、ばいじんの排出防止措置が図られていること。</p> <p>イ 煙道を月2回以上清掃し、ばいじんの除去がされていること。</p>
3	鉱物又は土石の堆積移送、破碎摩砕又は、分別施設	ア 堆積場	<p>粉じんが飛散するおそれのある、鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1 粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。</p> <p>2 散水設備によって散水されていること。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 3 防じんカバーで覆われていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する処置が講ぜられていること。
		イ ベルトコンベア及びバケットコンベア	<p>粉じんの飛散するおそれのある鉱物又は土石を移送する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい建物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーで覆われていること。 4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
		ウ 破碎機又は摩砕機 エ フルイ	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講ぜられていること。
4	石材加工用の研磨・彫刻の用に供する施設	ア 研磨機 イ 彫刻機	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。
5	金属加工・機械部品・自動車整備業の塗装施設	塗装施設	<ul style="list-style-type: none"> 3 防じんカバーで覆われていること。 4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

様式第1号（第5条関係）

受理 年 月 日 ※ 整理番号

特定施設設置確認届出書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者

住 所

氏 名

㊟

安曇野市公害防止条例第9条第1項の規定による確認を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名又は名称		電話	
特定施設の所在地	安曇野市		
特定施設	種類		
	数量		
	構造	別紙	
	使用方法	別紙	
	騒音等の処理方法	別紙	
特定施設の配置図	別紙		
敷地付近の見取図	別紙		
用途地域			
摘要			

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 別紙に記載するものについては、騒音等の区分により次の書類によること。
 - (1) 騒音 付表1
 - (2) 悪臭 付表2
 - (3) 汚水・廃液 付表3
 - (4) ばい煙 付表4
 - (5) 粉じん 付表5
- 3 用途地域欄は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する区分によること。
- 4 届出書及び別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。

付表 1

騒音に関する事項

特定施設		1	2
構造	型式		
	能力		
	数量		
使用の状況	使用時間		
	時間的・季節的変動の概要		
	敷地境界線における騒音の大きさ(最高値)		
騒音の防止処置			
摘要			

備考 騒音防止の処置欄は、消音器の設置、音源室内の防音装置、しゃ音への設置等騒音の防止に関して講じている措置の概要を記すこと。

付表2

悪臭に関する事項

		1	2
名	称		
構	型	式	
	規	模	
造	数	量	
使 用 の 状 況	収	容	数
	時	間的・季節的	変
	敷	地境界線における	悪
悪 臭 防 止 の 処 置	構	造	上
	管	理	上
摘	要		

備考 畜産の特定施設については、ふん尿・きう肥の処置の詳細を記入すること。

付表3

汚水・廃液に関する事項

		1	2
名	称		
構造	型 式		
	規 模		
	数 量		
使用の状況	1日の使用時間		
	1日の排水量		
	季節的変動		
水質	水素イオン濃度 (PH)		
	生物化学的酸素要求量 (ppm)		
	浮遊物質 量 (ppm)		
処理施設 (浄化处理)	名 称		
	規 模		
	使 用 状 況		
	放 流 先		
摘 要			

備考 工場等の排水系路図を添付すること。

付表4

ばい煙に関する事項

		1	2
名 称			
構 造	型 式		
	規 模		
	数 量		
使 用 の 状 況	1 日 の 使 用 時 間		
	燃 料	燃 料 名	
		1 日 の 使 用 量	
ばい煙処理の方法	処 理 施 設 の 名 称		
	" 型 式		
	" 能 力		
	処 理 の 方 法 硫 黄 酸 化 物 ばいじん 有 害 物 質		
摘 要			

備考

- 1 特定施設の構造概要図を添付すること。
- 2 ばい煙処理施設のない場合は、現に実施する方法を処理方法欄に詳細に記入すること。

付表5

粉じんに関する事項

		1	2
施設 の 名 称			
構 造	型 式		
	規 模		
	数 量		
使用 状況	1 日 の 使 用 時 間		
	原 材 料		
粉 じ ん の 処 理 方 法	粉 じ ん の 種 類		
	構 造 上 の 処 置		
	管 理 上 の 処 置		
	残 滓 の 処 理		
摘 要			

備考 粉じん発生施設及び粉じん処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造を記入した概要図を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

特定行為実施届出書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

届出者 ㊦

特定行為を実施するので、安曇野市公害防止条例第2条第6号の規定により、次のとおり届け出します。

特 定 行 為 の 名 称				
特定行為の目的に係る施設又は工作物の種類				
特 定 行 為 の 種 類				
特定行為に使用される騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第2に規定する機械の名称、様式及び仕様				
特 定 行 為 の 場 所				
特 定 行 為 の 実 施 の 期 間	年	月	日	日間
特 定 行 為 の 開 始 及 び 終 了 の 時 刻	作業開始	作業終了	終業日	実施時間
	時	時		時間
騒 音 の 防 止 の 方 法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話 ()			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話 ()			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話 ()			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話 ()			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

備考

- この届出は、特定行為を定める規則の別表第1に掲げる特定行為の種類ごとに提出すること。
- 特定行為の種類欄には、特定行為を定める規則の別表第1に掲げる作業の種類を記載すること。
- 特定行為の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
- 特定行為の開始及び終了の時刻欄に記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えない。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3号（第8条関係）

受理 年 月 日 ※ 整理番号

特定施設変更確認届出書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者

住 所

氏 名

㊟

安曇野市公害防止条例第9条第1項の規定による変更の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

氏名又は名称		電話	
特定施設の所在地	安曇野市		
変更後の特定施設	種 類		
	数 量		
	構 造	別 紙	
	使 用 方 法	別 紙	
	騒音等の処理方法	別 紙	
特定施設の配置図	別 紙		
用 途 地 域			
摘 要			

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 別紙については、様式第1号に準ずること。

様式第4号（第9条関係）

特定施設設置（変更）確認通知書

第 号

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった特定施設の設置（変更）について、安曇野市公害防止条例第9条第1項の規定により下記のとおり確認しました。

記

特定施設番号	
特定施設名称	
特定施設の種類	
確認に伴う 特記事項	

年 月 日

安曇野市長

印

様式第5号（第10条関係）

受理 年 月 日
※ 整理番号

特 定 施 設 使 用 届 出 書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

届出者

住 所

氏 名

㊦

安曇野市公害防止条例第11条の規定により、特定施設の使用について次のとおり届け出ます。

氏 名 又 は 名 称		電 話	
特 定 施 設 の 所 在 地	安曇野市		
特 定 施 設	種 類		
	数 量		
	構 造		
	使 用 方 法		
	騒音等の処理方法		
特 定 施 設 の 配 置 図			
敷 地 付 近 の 見 取 図			
用 途 地 域			
摘 要			

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 別紙については、様式第1号に準ずること。

様式第6号（第12条関係）

受理 年 月 日 ※ 整理番号

特定施設設置者氏名（名称）変更届書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

届出者

住 所

氏 名

㊞

特定施設設置者の氏名（名称）を変更したので、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称	変 更 前	
	変 更 後	
特 定 施 設	種 類	
	確 認 年 月 日	
	確 認 番 号	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		
摘 要		

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第7号（第12条関係）

受理 年 月 日 ※ 整理番号

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

届出者

住 所

氏 名

㊟

特定施設の使用を廃止したので、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称		
特定施設	所在地	安曇野市
	種類	
	確認年月日	
	確認番号	
廃止理由		
廃止年月日		
摘要		

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第8号（第12条関係）

受理 年 月 日 ※ 整理番号

特 定 施 設 承 継 届 出 書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

届出者

住 所

氏 名

㊟

特定施設を承継したので、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称		
特定施設	所在地	安曇野市
	種類	
	確認年月日	
	確認番号	
承継理由		
承継年月日		
摘要		

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第9号（第13条関係）

受理 年 月 日 ※ 整理番号

公害防止処置完了届出書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

届出者

住 所

氏 名

印

年 月 日付け 第 号による勧告（命令）に基づく処置が完了したので、安曇野市公害防止条例第16条の規定により次のとおり届け出ます。

氏名又は名称		
特定施設	所在地	安曇野市
	種類	
	確認年月日	
	確認番号	
公害防止の処置	構造に係る処置	
	使用管理に係る処置	
処置後の操業年月日		
摘 要		

備考 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第 10 号 (第 14 条関係)

(表)

						第	号	
						所 属		
						職氏名		
						年	月	日生
安曇野市公害防止条例に基づく立入検査職員の証								
						年	月	日
						安曇野市長		印

用紙の大きさ 縦 6 センチメートル
横 8 センチメートル

(裏)

安曇野市公害防止条例 (抜すい)

(報告の聴取及び立入検査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設の設置者から報告を求め、又は当該職員をして事業所に立ち入り、施設その他の物件等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(罰則)

第24条 第17条第1項の規定による命令に違反したものは、10万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(4) 第18条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者